



図書館戦争
図書館内乱
図書館危機
図書館革命

別冊図書館戦争 1
別冊図書館戦争 2

有川浩著

株式会社 KADOKAWA 2011
(角川文庫)



文学部教授 野口武悟

新入生のみなさんは、「図書館の自由」という言葉を聞いたことがあるだろうか。

「図書館の自由」とは、各種の表現物（資料ともいう）を収集・提供する図書館として、日本国憲法第21条に規定する「表現の自由」をその利用者に保障するべく日々の図書館活動を実践していくこうとする包括的な概念のことである。具体的には、日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」（1954年採択、1979年改訂）として広く公表されている。同宣言の要点は4つある。すなわち、

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

日本国憲法で「表現の自由」が国民に保障され、図書館も「図書館の自由に関する宣言」をベースに日々の実践に取り組んでいるとはいっても、「表現の自由」や「図書館の自由」を脅かす事件は絶えない。2013年に島根県松江市の学校図書館で起こった『はだしのゲン』閲覧制限問題は記憶に新しい。私たち一人ひとりが常に意識しておかなければ、

知らぬ間に私たちの「表現の自由」や「図書館の自由」は侵害され、それが常態化してしまう可能性を孕んでいるのである。

さて、冒頭の質問に戻ろう。「図書館の自由」という言葉を聞いたことがある人は、おそらく、地元の公共図書館で「図書館の自由に関する宣言」のポスターを目にしたか、昨秋公開された映画『図書館戦争 THE LAST MISSION』を鑑賞したか、ではないだろうか。

後者の映画の原作は、有川浩さんの同名小説『図書館戦争』シリーズである。この小説では、まさに「図書館の自由」をモチーフとしている。そして、図書館や書店を検閲して「表現の自由」を取り締まろうとする国家機関（メディア良化隊）と、「図書館の自由」を守るために組織された図書館の防衛組織（図書隊）との攻防を描いている。当然ながらまったくのフィクションではあるものの、「表現の自由」や「図書館の自由」の持つ意味、その大切さを考えるきっかけを与えてくれる絶好の作品といえる。ぜひ手にとってみてはいかがだろうか。